

名古屋市久屋大通公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第43号

名古屋市久屋大通公園条例の一部を改正する条例

名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中「は、」の次に「北部園地・中央園地及び」を加える。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市久屋大通公園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に新条例第 2 条の 2 第 1 項に規定する自転車駐車場（北部園地・中央園地に設置するものに限る。）の利用がされている場合における当該利用については、新条例第 3 条第 1 項の規定は、適用しない。

